

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令．．．

○ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一十号）（抄）（本則関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>（窒素酸化物の放出量に係る放出基準） 第十一条の七 法第十九条の三の政令で定める窒素酸化物の放出量に係る放出基準は、次の表上欄に掲げる放出海域の区分並びに同表中欄に掲げる原動機の種類、能力及び用途の区分ごとに、それぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。</p>	<p>（窒素酸化物の放出量に係る放出基準） 第十一条の七 法第十九条の三の政令で定める窒素酸化物の放出量に係る放出基準は、すべての海域において、次の表上欄に掲げる原動機の種類、能力及び用途の区分ごとに、それぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。</p>	<p>放出海域</p> <p>一 別表第五に掲げる北米海域及び米国カリブ海海域</p>	<p>原動機の種類、能力及び用途</p> <p>一 ディーゼル機関であつて、定格出力が百三十キロワットを超え、かつ、定格回転数が毎分百三十回転未満のもの（法第十九条の四第一項第二号又は第三号に掲げる原動機（以下この表において「特定用途原動機」という。）に該当するものを除く。）</p>
<p>原動機の種類、能力及び用途</p> <p>イ ディーゼル機関であつて、定格出力が百三十キロワットを超え、かつ、定格回転数が毎分百三十回転未満のもの（法第十九条の四第一項第二号又は第三号に掲げる原動機（以下この表において「特定用途原動機」という。）に該当するもの及び特定用途原動機以外の原動機で原動機の設置に相当の制約を伴うものとして国土交通省令で定める船舶に設置さ</p>	<p>窒素酸化物の放出量に係る放出基準</p> <p>一 キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量（単位はグラムとする。以下同じ。）の値が三・四以下であること。</p>	<p>原動機の種類、能力及び用途</p> <p>一 ディーゼル機関であつて、定格出力が百三十キロワットを超え、かつ、定格回転数が毎分百三十回転以上二千回転未満のもの（特定用途原動機に該当するものを除く。）</p>	<p>窒素酸化物の放出量に係る放出基準</p> <p>一 キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の値が四十四を当該原動機の毎分の定格回転数の値を〇・二三乗して得た値で除して得た値以下であること。</p>

<p>れるもの（以下この号において「特定船舶設置原動機」という。）に該当するものを除く。）</p>	<p>ロ デーゼル機関であつて、定格出力が百三十キロワットを超え、かつ、定格回転数が毎分百三十回転未満のもの（特定船舶設置原動機に該当するものに限る。）</p>	<p>一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の値が十・四以下であること。</p>
<p>ハ デーゼル機関であつて、定格出力が百三十キロワットを超え、かつ、定格回転数が毎分百三十回転以上二千回転未満のもの（特定用途原動機に該当するもの及び特定船舶設置原動機に該当するものを除く。）</p>	<p>一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の値が九を当該原動機の毎分の定格回転数の値を〇・二乗して得た値で除して得た値以下であること。</p>	
<p>ニ デーゼル機関であつて、定格出力が百三十キロワットを超え、かつ、定格回転数が毎</p>	<p>一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の値が十四を当該原動機の毎分の定格回転数の値を〇・二三</p>	

<p>三 デーゼル機関であつて、定格出力が百三十キロワットを超え、かつ、定格回転数が毎分二千回転以上のもの（特定用途原動機に該当するものを除く。）</p>	<p>一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の値が七・七以下であること。</p>
<p>四 前三号に掲げるもの以外の原動機</p>	<p>窒素酸化物の放出量は、限定しない</p>
<p>備考 一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の算出方法は、国土交通省令で定める。</p>	

<p>二 前号に掲げる海域以外の海域</p>				
<p>イ デーゼル機関であつて、定格出力が百三十キロワットを超え、</p>	<p>ト イからへまでに掲げるもの以外の原動機</p>	<p>ヘ デーゼル機関であつて、定格出力が百三十キロワットを超え、かつ、定格回転数が毎分二千回転以上のもの（特定船舶設置原動機に該当するものに限る。）</p>	<p>ホ デーゼル機関であつて、定格出力が百三十キロワットを超え、かつ、定格回転数が毎分二千回転以上のもの（特定用途原動機に該当するもの及び特定船舶設置原動機に該当するものを除く。）</p>	<p>分百三十回転以上二千回転未満のもの（特定船舶設置原動機に該当するものに限る。）</p>
<p>一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の値が十・四以下であること。</p>	<p>窒素酸化物の放出量は、限定しない。</p>	<p>一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の値が七・七以下であること。</p>	<p>一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の値が二・〇以下であること。</p>	<p>乗して得た値で除して得た値以下であること。</p>

<p>かつ、定格回転数が毎分百三十回転未満のもの（特定用途原動機に該当するものを除く。）</p>	<p>ロ デーゼル機関であつて、定格出力が百三十キロワットを超え、かつ、定格回転数が毎分百三十回転以上二千回転未満のもの（特定用途原動機に該当するものを除く。）</p>	<p>ハ デーゼル機関であつて、定格出力が百三十キロワットを超え、かつ、定格回転数が毎分二千回転以上のもの（特定用途原動機に該当するものを除く。）</p>	<p>ニ イからハまでに掲げるもの以外の原動機</p>
	<p>一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の値が四十四を当該原動機の毎分の定格回転数の値を〇・二三乗して得た値で除して得た値以下であること。</p>	<p>一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の値が七・七以下であること。</p>	<p>窒素酸化物の放出量は、限定しない。</p>

備考 一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の算出方法は、国土交通省令で定める。

別表第五（第十一条の七、第十一条の十関係）

海域名	海域の範囲
北米海域 米国カリブ海海域	(略) 北緯十七度十八分三十七秒西経六十七度三十二分十四秒の点、北緯十九度十一分十四秒西経六十七度二十六分四十五秒の点、北緯十九度三十分二十八秒西経六十五度十六分四十八秒の点、北緯十九度十二分二十五秒西経六十五度六分八秒の点、北緯十八度四十五分十三秒西経六十五度二十二秒の点、北緯十八度四十一分十四秒西経六十四度五十九分三十三秒の点、北緯十八度二十九分二十二秒西経六十四度五十三分五十一秒の点、北緯十八度二十七分三十五秒西経六十四度五十三分二十二秒の点、北緯十八度二十五分二十一秒西経六十四度五十二分三十九秒の点、北緯十八度二十四分三十秒西経六十四度五十二分十九秒の点、北緯十八度二十三分五十一秒西経六十四度五十一分五十秒の点、北緯十八度二十三分四十二秒西経六十四度五十一分二十三秒の点、北緯十八度二十三分三十六秒西経六十四度五

別表第五（第十一条の十関係）

海域名	海域の範囲
北米海域 米国カリブ海海域	(略) 北緯十七度十八分三十七秒西経六十七度三十二分十四秒の点、北緯十九度十一分十四秒西経六十七度二十六分四十五秒の点、北緯十九度三十分二十八秒西経六十五度十六分四十八秒の点、北緯十九度十二分二十五秒西経六十五度六分八秒の点、北緯十八度四十五分十三秒西経六十五度二十二秒の点、北緯十八度四十一分十四秒西経六十四度五十九分三十三秒の点、北緯十八度二十九分二十二秒西経六十四度五十三分五十一秒の点、北緯十八度二十七分三十五秒西経六十四度五十三分二十二秒の点、北緯十八度二十五分二十一秒西経六十四度五十二分三十九秒の点、北緯十八度二十四分三十秒西経六十四度五十二分十九秒の点、北緯十八度二十三分五十一秒西経六十四度五十一分五十秒の点、北緯十八度二十三分四十二秒西経六十四度五十一分二十三秒の点、北緯十八度二十三分三十六秒西経六十四度五

十分十七秒の点、北緯十八度二十三分四十八秒西経六十四度四十九分四十一秒の点、北緯十八度二十四分十一秒西経六十四度四十九分の点、北緯十八度二十四分二十八秒西経六十四度四十七分五十七秒の点、北緯十八度二十四分十八秒西経六十四度四十七分一秒の点、北緯十八度二十三分十三秒西経六十四度四十六分三十七秒の点、北緯十八度二十二分三十七秒西経六十四度四十五分二十秒の点、北緯十八度二十二分三十九秒西経六十四度四十四分四十二秒の点、北緯十八度二十二分四十二秒西経六十四度四十四分三十六秒の点、北緯十八度二十二分三十七秒西経六十四度四十四分二十四秒の点、北緯十八度二十二分三十九秒西経六十四度四十三分四十二秒の点、北緯十八度二十二分三十六秒の点、北緯十八度二十二分二十五秒西経六十四度四十二分五十八秒の点、北緯十八度二十二分二十六秒西経六十四度四十二分二十八秒の点、北緯十八度二十二分十五秒西経六十四度四十二分三秒の点、北緯十八度二十二分二十二秒西経六十四度四十二分三秒の点、北緯十八度二十一分の点、北緯十八度二十一分五

十分十七秒の点、北緯十八度二十三分四十八秒西経六十四度四十九分四十一秒の点、北緯十八度二十四分十一秒西経六十四度四十九分の点、北緯十八度二十四分二十八秒西経六十四度四十七分五十七秒の点、北緯十八度二十四分十八秒西経六十四度四十七分一秒の点、北緯十八度二十三分十三秒西経六十四度四十六分三十七秒の点、北緯十八度二十二分三十七秒西経六十四度四十五分二十秒の点、北緯十八度二十二分三十九秒西経六十四度四十四分四十二秒の点、北緯十八度二十二分四十二秒西経六十四度四十四分三十六秒の点、北緯十八度二十二分三十七秒西経六十四度四十四分二十四秒の点、北緯十八度二十二分三十九秒西経六十四度四十三分四十二秒の点、北緯十八度二十二分三十六秒の点、北緯十八度二十二分二十五秒西経六十四度四十二分五十八秒の点、北緯十八度二十二分二十六秒西経六十四度四十二分二十八秒の点、北緯十八度二十二分十五秒西経六十四度四十二分三秒の点、北緯十八度二十二分二十二秒西経六十四度四十二分三秒の点、北緯十八度二十一分二十三秒の点、北緯十八度二十

十七秒西經六十四度四十分十五秒
の点、北緯十八度二十一分五十一
秒西經六十四度三十八分二十三秒
の点、北緯十八度二十一分二十二
秒西經六十四度三十八分十六秒の
点、北緯十八度二十分三十九秒西
經六十四度三十八分三十三秒の点
、北緯十八度十九分十五秒西經六
十四度三十八分十四秒の点、北緯
十八度十九分七秒西經六十四度三
十八分十六秒の点、北緯十八度十
七分二十三秒西經六十四度三十九
分三十八秒の点、北緯十八度十六
分四十三秒西經六十四度三十九分
四十一秒の点、北緯十八度十一分
三十三秒西經六十四度三十八分五
十八秒の点、北緯十八度三分二秒
西經六十四度三十八分三秒の点、
北緯十八度二分五十六秒西經六十
四度二十九分三十五秒の点、北緯
十八度二分五十一秒西經六十四度
二十七分二秒の点、北緯十八度二
分三十秒西經六十四度二十一分八
秒の点、北緯十八度二分三十一秒
西經六十四度二十分八秒の点、北
緯十八度二分三秒西經六十四度十
五分五十七秒の点、北緯十八度十
二秒西經六十四度二分二十九秒の
点、北緯十七度五十九分五十八秒
西經六十四度一分四秒の点、北緯

十一分五十七秒西經六十四度四十
一分の点、北緯十八度二十一分五
十一秒西經六十四度四十分十五秒
の点、北緯十八度二十一分二十二
秒西經六十四度三十八分十六秒の
点、北緯十八度二十分三十九秒西
經六十四度三十八分三十三秒の点
、北緯十八度十九分十五秒西經六
十四度三十八分十四秒の点、北緯
十八度十九分七秒西經六十四度三
十八分十六秒の点、北緯十八度十
七分二十三秒西經六十四度三十九
分三十八秒の点、北緯十八度十六
分四十三秒西經六十四度三十九分
四十一秒の点、北緯十八度十一分
三十三秒西經六十四度三十八分五
十八秒の点、北緯十八度三分二秒
西經六十四度三十八分三秒の点、
北緯十八度二分五十六秒西經六十
四度二十九分三十五秒の点、北緯
十八度二分五十一秒西經六十四度
二十七分二秒の点、北緯十八度二
分三十秒西經六十四度二十一分八
秒の点、北緯十八度二分三十一秒
西經六十四度二十分八秒の点、北
緯十八度二分三秒西經六十四度十
五分五十七秒の点、北緯十八度十
二秒西經六十四度二分二十九秒の
点、北緯十七度五十九分五十八秒
西經六十四度一分四秒の点、北緯

十七度五十八分四十七秒西経六十三度五十七分一秒の点、北緯十七度五十三分五十四秒の点、北緯十七度五十六分三十八秒西経六十三度五十三分二十一秒の点、北緯十七度三十九分四十秒西経六十三度五十四分五十三秒の点、北緯十七度三十七分八秒西経六十三度五十五分十秒の点、北緯十七度三十分二十一秒西経六十三度五十五分五十六秒の点、北緯十七度三十七分五十七秒西経六十三度五十七分五十七秒の点、北緯十七度五十分西経六十三度五十八分四十一秒の点、北緯十六度五十九分四十九秒西経六十三度五十九分十八秒の点及び北緯十七度十八分三十七秒西経六十七度三十二分十四秒の点を順次結んだ線により囲まれた海域

十七度五十八分四十七秒西経六十三度五十七分一秒の点、北緯十七度五十三分五十四秒の点、北緯十七度五十六分三十八秒西経六十三度五十三分二十一秒の点、北緯十七度三十九分四十秒西経六十三度五十四分五十三秒の点、北緯十七度三十七分八秒西経六十三度五十五分十秒の点、北緯十七度三十分二十一秒西経六十三度五十五分五十六秒の点、北緯十七度三十七分五十七秒西経六十三度五十七分五十七秒の点、北緯十七度五十分西経六十三度五十八分四十一秒の点、北緯十六度五十九分四十九秒西経六十三度五十九分十八秒の点及び北緯十七度十八分三十七秒西経六十七度三十二分十四秒の点を順次結んだ線により囲まれた海域

